

## 第14回 下野市行政改革推進委員会会議録

日 時 平成24年1月19日(木) 午前10時00分～11時40分  
場 所 下野市保健福祉センターゆうゆう館会議室  
出席委員 杉原弘修会長、飯島陽子委員、金子伸祿委員、高山忠則委員、田辺伸一委員、渡辺欣宥委員、関口博之委員、前原保彦委員  
欠席委員 なし  
出席者 川端総合政策部長  
事務局 上野総合政策課長、星野主幹兼課長補佐、金田主幹、古口副主幹、古口主査  
傍聴者 なし

### ○次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
  - (1)会議録署名人の指名
  - (2)行政評価市民評価ヒアリング
  - (3)その他
- 4 閉会

### ○あいさつ

(杉原会長) 本日は、今年初めての下野市行政改革推進委員会ということで、第14回となります。今回は行政評価市民評価の取りまとめについて議論したいと考えています。よろしくお願いします。

### ○議事

#### (1) 会議録署名委員の指名

(杉原会長) 会議録の署名委員の指名を行います。本日の会議録への署名委員は、金子委員と高山委員にお願いします。

#### (2) 行政評価市民評価取りまとめ

(杉原会長) 事務局から説明をお願いします。

(事務局) これまでに議論した30事業について、委員の皆様の評価や個別意見を集計し、各事業見開き1ページでまとめました。

本日の委員会では、この各委員の評価結果を参考としまして、委員会として評価を決定していただきます。

次回、本日の委員会での評価結果やこの集計結果を踏まえて報告書を作成のうえ、市長へ提出する予定でいます。

(杉原会長) 今回は、各事業について委員会としての判定を出すわけですが、全体的なことについて何かご意見があればお願いします。

(前原委員) 1ページの「庁舎建設事業」を見ると、各委員の評価集計結果において「Ⅰ推進方針は妥当である。」の評価は4票あるのに、その評価意見が3つしか掲載されていませんがどういうことでしょうか。

(事務局) 例えば、事業評価を「Ⅰ推進方針は妥当である。」と評価した委員の中で、特段評価意見を記入されなかった方がいる場合などがあり、必ずしも一致しません。

(関口委員) 1・2ページの評価意見について、「1.妥当である。」と「2.おおむね妥当である。」を読むと、いずれも言いたいことは同じ内容であると思います。

(杉原会長) 参考までに言うと、今回は、この場に出されたご意見や個別の評価意見を踏まえて判断をし、最終的に票数で決めました。今回どのように決めるかは、この場で決めればと思います。

(渡辺委員) 「Ⅰ推進方針は妥当である。」と「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」の評価の違いは何でしょうか。

(事務局) 1ページの左上に事業推進方針が記載されています。1ページでは「積極的推進する事業、または計画どおり実施する事業」となっています。今回「Ⅰ推進方針は妥当である。」と評価された場合には、昨年同様に実施ということになると思います。評価の低下に応じて、担当課に評価と評価意見を伝えようと考えています。

(杉原会長) 1ページの庁舎建設事業については、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」としました。ページ左側のヒアリング評価の部分で、すべての項目が「はい」である場合は「Ⅰ推進方針は妥当である。」に、そうでない場合は「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」という評価を下しています。

(渡辺委員) 私は、自分で付けたヒアリング評価の「妥当である」、「妥当と思わない」の個数で判定しました。

(杉原会長) 「おおむね妥当」という定義には解答例はありませんので、委員8名の総意によって、委員会としての判定を下したいと考えています。

(関口委員) 「Ⅰ推進方針は妥当である。」とは「そのまま実施してもよい」、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」とは「この部分に注意しながら進めるべき」と思います。さらに「この実施方法は間違っているのではないか」などになると、「Ⅲ推進方針はやや妥当と思われぬ。」や「Ⅳ推進方針は妥当とは思われぬ。」と評価が下がってくると思います。

(飯島委員) 1ページの庁舎建設事業については、「Ⅰ推進方針は妥当である。」と

評価しましたが、評価意見は「2. おおむね妥当である。」の欄にある意見と同様の内容です。

(金子委員) 完全に「Ⅰ推進方針は妥当である。」ということはないと思います。「Ⅰ推進方針は妥当である。」という評価でも経費削減はすべきですし、これを定量的に扱うのは難しいと思います。

(杉原会長) 国の事業仕分けとは異なり、行政の内部評価結果が妥当かどうかを判断するのが本委員会の役割となります。市民の目線で評価を実施することが重要だと思います。

(渡辺委員) 委員の評価意見が担当課に伝えられるのは当然として、その後、担当課がどう判断するのかについて、事務局では判断結果を集約しているのでしょうか。あるいは、そこから先は担当課の裁量なのでしょうか。

(川端総合政策部長) 本市には約 500 の事業があり、毎年、事務事業評価シートを作成する作業を通じて、内容の確認作業もその一つとして行っております。市長も評価意見をフィードバックするようにと話しており、特に「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。」「Ⅳ推進方針は妥当とは思われない」という評価をいただいた場合には、見えるような形で改善していく考えでいます。

(杉原会長) 庁舎建設事業については、今までの各委員からのご意見より「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」との判断でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に、市内循環バス運行整備事業について、ご意見があればお願いします。

(飯島委員) 評価を「Ⅰ推進方針は妥当である。」としましたが、委員個別評価後にいろいろと調査した結果、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」へ変更したいと思います。

(杉原会長) 変更に伴って、評価意見の記載欄は変更いたしますか。

(飯島委員) 評価意見の記載箇所はこのままで構いません。

(杉原会長) 飯島委員の評価の変更により、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が 5 票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が 3 票となりましたので、委員会の評価としては、「Ⅰ推進方針は妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に、環境基本計画策定事業についてご意見があればお願いします。ご意見については既に評価意見でコメントしているということもあるかと思いますが。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が 2 票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が 5 票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が 1 票となりましたので、委員会の評価としては、票の多かった「Ⅱ推進方針はおおむね妥

当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に、市営墓地造成事業についてご意見があればお願いします。

(関口委員) 委員の評価がⅠ～Ⅳに分かれています。この場合はどう扱うべきでしょうか。

(川端総合政策部長) それぞれのご意見をいただきながら進められればと思います。

(関口委員) 例えば、この事業について多数決でⅠとした場合、Ⅳの意見はどういう取扱いになるのでしょうか。

(川端総合政策部長) 既に進行してしまっている事業については、いただいたご意見により改善可能な部分について改善するという考えでいます。

(金子委員) 報告書には、判定結果だけでなく個別の評価意見も記載されますか。

(事務局) 個別の評価意見についても記載する予定です。

(杉原会長) 委員会の判定は、単純な多数決では決められないと思います。単に多数決で決定するのであれば機械的に判定できるわけですから、それでは本委員会が役割を果たせていないことになると思います。

(渡辺委員) 評価を「Ⅰ推進方針は妥当である。」としましたが、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」へ変更したいと思います。

(杉原会長) 私も同じく、評価を「Ⅰ推進方針は妥当である。」から「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」へ変更します。

(飯島委員) 市の事業推進方針が「事業内容を見直しながら実施する事業」となっていたので、私は「Ⅰ推進方針は妥当である。」としました。妥当ではない評価意見をみても妥当とする評価意見と同じような意見ですので、委員会としては同じ評価にしたいと思います。

(杉原会長) 渡辺委員等の評価の変更により「Ⅰ推進方針は妥当である。」が2票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が5票、「Ⅲ推進方針はやや妥当と思われない。(市評価が高すぎる)」が1票となりましたので、委員会の評価としては、評価意見の厳しい内容についても行政に届きますので「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に、消防団運営事業についてご意見があればお願いします。

委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が6票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が1票、「Ⅲ推進方針はやや妥当と思われない。(市評価が高すぎる)」が1票となりました。推進方針に対する反対の意見はありませんので、委員会の評価としては、「Ⅰ推進方針は妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に、小学校給食共通管理事業になります。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」と「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」

に票が集まっています。委員会の評価としては、票の多かった「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に、小学校コンピュータ管理事業について、この事業については評価が分かれています。Ⅰ・Ⅱで4票、Ⅲ・Ⅳで4票となっています。ご意見があればお願いします。

(渡辺委員) 評価を「Ⅳ推進方針は妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」にしていますが、個別の評価意見を見て「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」へ変更したいと思います。

(杉原会長) 渡辺委員の変更より、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が1票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が3票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が4票となりましたので、委員会の評価としては、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に古山小学校校舎改修事業になります。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が7票と多く、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が1票となっております。委員会の評価としては、「Ⅰ推進方針は妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に南河内公民館管理運営事業になります。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が3票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が4票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が1票となっています。委員会の評価としては、ⅠまたはⅡになるかと思いますがご意見はありますか。特にご意見が無いようであれば「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に国分寺図書館管理運営事業になります。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が6票と多く、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が1票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が1票となっています。委員会の評価としては、「Ⅰ推進方針は妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に運動場管理事業になります。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が5票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が2票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が1票と少し意見が分かれているようですが、ⅠまたはⅡになるかと思いますがご意見はありますか。ご意見が無いようであれば委員会の評

価としては、「Ⅰ推進方針は妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員)

<異議なし>

(杉原会長)

次に史跡下野国分寺跡保存事業になります。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が4票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が3票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が低すぎる)」が1票と評価が分かれています。これもⅠまたはⅡになるかと思いますがご意見はありますか。ご意見が無いようであれば委員会の評価としては、「Ⅰ推進方針は妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員)

<異議なし>

(杉原会長)

次に下野薬師寺歴史館管理運営事業になります。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が5票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が1票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が低すぎる)」が1票、「Ⅳ推進方針が妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が1票と評価が分かれています。Ⅲ・Ⅳの評価とした委員のご意見をお願いします。

(飯島委員)

私は、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が低すぎる)」と評価しました。これは市が文化面にもっと力を入れて欲しいと思いました。

(杉原会長)

飯島委員の評価意見はこのまま記載されると思いますので、評価はこのままでも良いでしょうか。

(飯島委員)

了解しました。

(杉原会長)

この事業の委員会の評価としては、「Ⅰ推進方針は妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員)

<異議なし>

(杉原会長)

次に担い手支援事業になります。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が4票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が2票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が1票、「Ⅳ推進方針は妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が1票と評価が分かれています。委員会の評価として「Ⅰ推進方針は妥当である。」にするには弱いと思いますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

(渡辺委員)

私は評価を「Ⅳ推進方針は妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」にしました。農業を拡大するという自体は良いと思いますが、JAが主たる事業者ということを見ると、行政がやるべきことなのかという疑問があります。JAが主体的に取り組んだ上で、行政が支援するべきだと考えています。

(関口委員)

私は評価を「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎ

る)」にしました。支援に対する異議はありませんが個別の評価意見にも書いたように「やり方にひと工夫が必要」と考えるからです。

(杉原会長) ヒアリング評価の「熟度・緊急性」と「効率性」を見ると、「この事業が計画どおり進むような状況が整っていると言えますか」や「受益対象者の規模が適正かどうか検討していると言えますか」など「はい」が4票、「いいえ」が3票となっているので、評価として「Ⅰ推進方針は妥当である。」は無理があると思います。

(金子委員) 国の制度や政策による縛りがある事業の中では、この事業は良い方だと思う。下野独自の施策をもっと進めてもらいたいという考えで「Ⅰ推進方針は妥当である。」という評価にしました。

(渡辺委員) 行政主体の事業であれば「Ⅰ推進方針は妥当である。」でも良いと思いますが、この内容ではJ Aの活動に市が支援すればよい話ではないかと思えます。

(杉原会長) 結論としては、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」ということになるかと思いますがよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に県単独農業農村整備事業になります。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が3票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が4票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が1票と少し意見が分かれているようですが、これもⅠまたはⅡになるかと思いますがご意見はありますか。ご意見が無いようであれば、委員会の評価としては、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に雇用支援対策費になります。委員個別評価結果では、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が4票と多い状況ですが、ご意見があればお願いします。特に「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」とした委員のご意見をお願いします。

(渡辺委員) 私は評価を「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」にしました。果たして事業者がこの奨励金をもらうために、あえて人を雇うかどうかということに疑問があるためです。

(金子委員) これだけでは難しいと思いますが、雇用するかどうか迷っているときには、後押しになるのではないかと思います。

(杉原会長) 私は評価を「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」にしました。1人につき20万円という奨励金は少な過ぎると思いました。その倍額の40万円であっても今の情勢ではどうかと思います。ただし、奨励する意味は充分にあり、役に立たないとは思っていませんので、評価を「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価

が高すぎる)」から「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」へ変更したいと思います。

他に意見がなければ、委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が2票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が5票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が1票となりますので、委員会の評価としては、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次にまちづくり交付金事業(仁良川地区)になります。委員個別評価結果では、Ⅰ・Ⅱの計が4票、Ⅲ・Ⅳの計が4票と評価が分かれています。ここでは評価をまず「Ⅰ推進方針は妥当である。」にされた委員のご意見を伺いたいと思います。

(田辺委員) 私が「Ⅰ推進方針は妥当である。」に評価しました。区画整理事業の進捗がよく見えない中で、終了間際の事業であればこのまま推進していただくのが妥当であると思いましたが「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」に変更しても問題ありません。

(杉原会長) 逆に、「市評価が高すぎる」ということで評価をⅢ・Ⅳにされた委員のご意見を伺いたいと思います。

(関口委員) 私は評価を「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」にしました。評価意見の「3. やや妥当とは思われない。」欄の一番下が個別の意見です。区画整理事業を行う全体予算の中で既に決まっているという説明でしたので、適宜見直すということには反対はできないと思いましたが、判断材料に乏しかったので、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」という評価にしました。ここで驚かされたのは、132億円もの規模の事業が行われているということを知ったということです。事業を始める前に十分な検討がなされたのか不明確でしたので、この評価にしました。

(杉原会長) 私は評価を「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」にしましたが、本事業を積極的に推進するという根拠が薄い説明でしたので、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」に変更したいと思います。これらにより、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が1票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が2票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が4票、「Ⅳ推進方針は妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が1票となりますので、委員会の判定としては「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」という評価になろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に市道南12号線道路整備事業になります。委員個別評価結果では、

「Ⅰ推進方針は妥当である。」が4票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が3票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が1票で、委員会の評価としてはⅠかⅡかであると思いますがご意見をお願いします。ご意見が無いようであれば委員会の評価としては、票の多い「Ⅰ推進方針は妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に市道石 2-15 号線道路整備事業になります。委員個別評価結果では「Ⅰ推進方針は妥当である。」が8票となっていますので、委員会の評価も「Ⅰ推進方針は妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に市道国 5058 号線道路整備事業になります。委員個別評価結果では「Ⅰ推進方針は妥当である。」が7票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が1票となっています。委員会の評価としては票の多い「Ⅰ推進方針は妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に下古山地内公園整備事業になります。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が4票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が3票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が1票と少し評価が分かれています、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」という評価を付けたのは私で、評価意見として「市の財政事情考えれば最優先する事業とは思われない」としましたが、これは「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」に変更したいと思います。

(飯島委員) 私の評価は「Ⅰ推進方針は妥当である。」でしたが、私の意見も批判的な評価意見ですので、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」へ変更したいと思います。

(杉原会長) 他に意見がなければ、委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が3票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が5票となりますので、委員会の評価としては、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に水道施設維持管理事業になります。委員個別評価結果では「Ⅰ推進方針は妥当である。」が8票となっていますので、委員会の評価も「Ⅰ推進方針は妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に健康づくりトレーニング事業になります。委員個別評価結果では、Ⅰ・Ⅱの計が4票、Ⅲ・Ⅳの計が4票と意見が分かれていますので、

評価をⅠ・Ⅳにされた委員のご意見をお願いしたいと思います。ご意見が無いようでしたら、評価Ⅱ・Ⅲにされた委員のご意見を伺いたいと思います。

(関口委員) 私は評価を「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」にしました。理由は人件費が高すぎるという点と、石橋地区に偏っているという点です。評価意見の「3. やや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」欄で「民間の同業者の関係で安価にできないとの説明は無かったが、問題が無いのなら健康増進課としてきらら館以外、ゆうゆう館等の機械を増やし一大事業としてはどうか。現状設備での利用者で石橋地区住民が70%というのは偏りがあると思う。指導者に資格を持った人が必要ならば臨時で雇えばよいと思うし、職員に資格を取らせてもよいと思う。下野市が福祉の町を目指すならば、市内には120箇所もの公園があり、医師もたくさんいる。このような観点からトレーニング事業など格好な事業の一つではないだろうかと思う。」というのが個別評価の意見です。

(杉原会長) 私の評価は「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」としました。評価意見の「2. おおむね妥当である。」欄で「利用者アンケート調査をきちんと行い公表したうえで効率性の評価をすべきではないかと思う。」と書いたとおり市の評価が甘いと思いますので、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」に変更したいと思います。

(飯島委員) 私も評価を「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」から「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」へ変更したいと思います。

(杉原会長) では、委員会の判定としては、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が1票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が1票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が5票、「Ⅳ推進方針は妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」が1票となりますので、委員会の評価としては、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われない。(市評価が高すぎる)」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に健康増進事業になります。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が5票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が3票となっています。委員会の評価としては、「Ⅰ推進方針は妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(杉原会長) 次に子育て支援センター事業になります。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が8票となっていますので、委員会の評価としては、「Ⅰ推進方針は妥当である。」でよろしいでしょうか。

- (委員) <異議なし>
- (杉原会長) 次に吉田保育園事業になります。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が3票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が5票となっています。委員会の評価としては、票の多い「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」でよろしいでしょうか。
- (委員) <異議なし>
- (杉原会長) 次に日常生活用具給付等事業になります。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が6票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が2票となっています。委員会の評価としては、票の多い「Ⅰ推進方針は妥当である。」でよろしいでしょうか。
- (委員) <異議なし>
- (杉原会長) 次にこばと園事業になります。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が5票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が3票となっており、委員会の評価としてはⅠかⅡになるかと思いますが、「Ⅰ推進方針は妥当である。」でよろしいでしょうか。
- (委員) <異議なし>
- (杉原会長) 次に配食サービス事業になります。委員個別評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が4票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が3票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われぬ。(市評価が高すぎる)」が1票と少し評価が分かれていますので、これについては特に評価をⅢにされた委員のご意見をお願いしたいと思います。
- (前原委員) 私が評価を「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われぬ。(市評価が高すぎる)」にしました。何故かという、給食の配食サービスに安否確認の事業が便乗しているように感じられたためです。ひとり暮らしの高齢者への配食にあたり、受託事業者が市の目的に合ったサービスを実現できるのかどうか疑問がありました。
- (杉原会長) 私の評価は「Ⅰ推進方針は妥当である。」としましたが、評価意見の「配食サービスの委託事業は特にその質が要求されているので、常時、利用者の満足度を気にかけて事業を展開できる業者を選定することが重要である。」のとおり、事業者のサービスの質を示すものがないという印象を受けました。よって、評価を「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」へ変更したいと思います。それにより、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が3票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が4票、「Ⅲ推進方針はやや妥当とは思われぬ。(市評価が高すぎる)」が1票となりますので、委員会の評価としては、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」でよろしいでしょうか。
- (委員) <異議なし>
- (杉原会長) 最後にねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業になります。委員個別

評価結果では、「Ⅰ推進方針は妥当である。」が5票、「Ⅱ推進方針はおおむね妥当である。」が3票となっていますので、委員会の評価としては、「Ⅰ推進方針は妥当である。」でよろしいでしょうか。

(委員) <異議なし>

(3) その他

(事務局) 委員の皆様からいただいたご意見は直に担当課へお伝えします。また、これから作成する報告書の末尾には、行政評価の運用についてのご意見等を集約したのもも載せたいと考えております。

(杉原会長) 担当課への意見の送付やホームページでの公表は当然のことと思われませんが、市民に届くような方策は何か考えていますか。

(川端総合政策部長) 本委員会での議論すべてを載せることはできませんが、市の広報紙にその概要を掲載し、市民の皆様にお知らせしたいと考えています。また、この行政改革推進委員会自体についても、今後、よりPRをしていきたいと思っております。

これまで委員の皆様にご議論いただきましたが、ヒアリングを行う事業の数が多く、説明時間が不足することがありました。全体で500程度ある市の事業のうち、予算が500万円以上で市の裁量権があるものを120選定し、それを1年あたり30事業、4年間かけて見てきました。今後は、例えば対象事業を選んでいただくなど、より良い行政改革のために工夫をしていきたいと思っております。これまでにいただいたご意見は市長に伝え、今後の事業改善につなげたいと考えています。

(杉原会長) 事業を選定するのであれば、各事業についてのサマリーを提出していただき、その中から各委員が優先順位を付けて10事業位を選定し、それを細かく議論していくという方法も考えられます。その場合、事業仕分けに近くなってしまいます。

(金子委員) これまでの市民評価を通じて考えたことは、図書館や入浴施設などの市内に複数ある類似施設が、個別に評価対象として出て来たことです。それぞれを比較しながら議論ができるように、まとめて俎上に載せてもらいたいと思いました。

(杉原会長) 事務局から何か連絡事項があればお願いします。

(事務局) 次回、最後の委員会は2月17日金曜日の午後1時半から同会場で開催いたします。それまでに委員の皆様へ報告書案をお届けします。また、会議録については、郵送又は電子メールにてお送りします。

以上